

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第八条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三十三条 第四十二条」を「第三十二条 第四十一条」に、「第四十三条 第四十五条」を「第四十二条 第四十四条」に改める。

第二条第四項中「第三十九条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第一項中「別表第九号」を「別表第八号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「及び第三十条」を「及び第二十九条」に、「別表第十三号」を「別表第十二号」に、「第三十条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条第三項中「別表第十三号」を「別表第十二号」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「別表第十四号」を「別表第十三号」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中「別表第十六号及び第十七号」を「別表第十五号及び第十六号」に改め、同条第五項中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十六条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「別表第十八号」を「別表第十七号」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条を第二十八条とする。

第三十条中「別表第二十号」を「別表第十九号」に、「第三十条」を「第二十九条」に、「第三十条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とする。

第三十二条中「別表第二十二号」を「別表第二十一号」に改め、同条を第三十一条とする。

第五章中第三十三条を第三十二条とし、第三十四条から第四十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第六章中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とする。

附則第四条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

別表第八号を削り、同表第九号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号中「第二十号」を「第十九条」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十号中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号中「第二十二号」を「第二十一条」に改め、同

号を同表第十一号とし、同表第十三号中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十八号中「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十九号中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十号中「第三十条」を「第二十九条」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十一号中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第二十二号中「第三十二条」を「第三十一条」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号を同表第二十二号とする。